

## 第8回教育委員会臨時会 案件表

### ○ 日 時

令和3年4月24日（土）

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第40号 令和3年度練馬区立学校教育支援センター貸出施設の利用休止について (資料1)
- (2) 議案第41号 令和3年度練馬区立図書館の臨時休館について (資料2)
- (3) 議案第42号 令和3年度練馬区立青少年館の臨時休館について (資料3)
- (3) 議案第43号 令和3年第8回教育委員会定例会の中止について (資料4)

資料 1	
------	--

議案第40号

令和3年度練馬区立学校教育支援センター貸出施設の利用休止について

上記の議案を提出する。

令和3年4月24日

提出者 教育長 河 口 浩

令和3年度練馬区立学校教育支援センター貸出施設の利用休止について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和3年4月24日  
教育振興部学校教育支援センター

## 令和3年度練馬区立学校教育支援センター貸出施設の利用休止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立学校教育支援センター条例第13条第1項第3号の規定に基づき、以下のとおり練馬区立学校教育支援センター貸出施設の利用休止日を設定する。

### 1 利用休止日

令和3年4月25日（日）から5月11日（火）まで

### 2 対象施設

研修室1、研修室2、調理室、体育館、運動場

### 3 周知方法

練馬区ホームページ、学校教育支援センターホームページ、館内ポスター掲示等により周知

### 4 練馬区の対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年4月24日付け）
- (2) 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて（令和3年4月24日付け3練企企第10014号）

### 5 その他

施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年4月24日  
練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表した。

区は、国および都の方針を受けて、4月25日から5月11日までの間、以下のとおり対応する。5月12日以降の対応は、別途決定する。

### 1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

### 2 具体的な対応策

#### 【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

#### 【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、4月25日から休館する。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

#### 【その他の区立施設】

- (1) 文化・生涯学習施設（練馬文化センター、美術館、図書館等）、スポーツ施設（体育館、運動場、庭球場等）、集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、4月25日から休館する。

ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターのホール利用については、無観客の場合、例外とする。

- (2) 少年自然の家は、引き続き休館する。

#### 【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、原則中止・延期とする。ただし、無観客またはオンライン開催など代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。
- (2) 学校教育支援センターのいじめ相談や男女共同参画センターのDV相談など、相談・支援事業は、引き続き実施する。電話対応など、代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

### 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いいたします。午後 8 時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いいたします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

### 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後 8 時までとするようお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

### 5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子  
（公印省略）

### 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

第 12 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」が決定されました。

つきましては、区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについては、還付（返金）とします。

なお、還付（返金）の手続については、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

#### 【担当】

区政改革担当部 区政改革担当課  
（直通）03-5984-1092  
（内線）5696

議案第 4 1 号

令和 3 年度練馬区立図書館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 4 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 3 年度練馬区立図書館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和3年4月24日  
教育振興部光が丘図書館

## 令和3年度練馬区立図書館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立図書館条例第4条第1項に基づき、以下のとおり区立図書館の臨時休館日を設定する。

### 1 臨時休館日

令和3年4月25日（日）から5月11日（火）まで

### 2 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

### 3 練馬区の対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年4月24日）
- (2) 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて（令和3年4月24日付け3練企企第10014号）

### 4 その他

施設を休館する場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年4月24日

練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表した。

区は、国および都の方針を受けて、4月25日から5月11日までの間、以下のとおり対応する。5月12日以降の対応は、別途決定する。

## 1 基本的な考え方

区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。

区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

## 2 具体的な対応策

## 【子どもの施設】

区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。

ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。

保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

## 【高齢者・障害者の施設】

敬老館、はつらつセンターは、4月25日から休館する。

デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

## 【その他の区立施設】

文化・生涯学習施設（練馬文化センター、美術館、図書館等）、スポーツ施設（体育館、運動場、庭球場等）、集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、4月25日から休館する。

ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターのホール利用については、無観客の場合、例外とする。

少年自然の家は、引き続き休館する。

## 【イベント・事業】

区が主催するイベント・事業は、原則中止・延期とする。ただし、無観客またはオンライン開催など代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

学校教育支援センターのいじめ相談や男女共同参画センターのDV相談など、相談・支援事業は、引き続き実施する。電話対応など、代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

### 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いいたします。午後 8 時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いいたします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

### 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後 8 時までとするようお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

### 5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子  
（公印省略）

### 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

第 12 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」が決定されました。

つきましては、区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについては、還付（返金）とします。

なお、還付（返金）の手続については、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

#### 【担当】

区政改革担当部 区政改革担当課  
（直通）03-5984-1092  
（内線）5696

議案第 4 2 号

令和 3 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 4 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 3 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和3年4月24日  
こども家庭部青少年課

### 令和3年度練馬区立青少年館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立青少年館条例第5条第1項および同施行規則第3条に基づき、以下のとおり区立青少年館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 練馬区の対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針(令和3年4月24日)
- (2) 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて(令和3年4月24日付け3練企企第10014号)

4 その他

施設を休館する場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年4月24日

練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表した。

区は、国および都の方針を受けて、4月25日から5月11日までの間、以下のとおり対応する。5月12日以降の対応は、別途決定する。

## 1 基本的な考え方

区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。

区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

## 2 具体的な対応策

## 【子どもの施設】

区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。

ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。

保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

## 【高齢者・障害者の施設】

敬老館、はつらつセンターは、4月25日から休館する。

デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

## 【その他の区立施設】

文化・生涯学習施設（練馬文化センター、美術館、図書館等）、スポーツ施設（体育館、運動場、庭球場等）、集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、4月25日から休館する。

ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターのホール利用については、無観客の場合、例外とする。

少年自然の家は、引き続き休館する。

## 【イベント・事業】

区が主催するイベント・事業は、原則中止・延期とする。ただし、無観客またはオンライン開催など代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

学校教育支援センターのいじめ相談や男女共同参画センターのDV相談など、相談・支援事業は、引き続き実施する。電話対応など、代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

### 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いいたします。午後 8 時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いいたします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

### 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後 8 時までとするようお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

### 5 練馬区方針の取扱い

この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。

この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子  
（公印省略）

### 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

第 12 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」が決定されました。

つきましては、区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについては、還付（返金）とします。

なお、還付（返金）の手続については、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

#### 【担当】

区政改革担当部 区政改革担当課  
（直通）03-5984-1092  
（内線）5696

議案第 4 3 号

令和 3 年第 8 回教育委員会定例会の中止について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 4 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 3 年第 8 回教育委員会定例会の中止について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和3年4月24日  
教育振興部教育総務課

### 令和3年第8回教育委員会定例会の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区教育委員会会議規則第3条第2項に基づき、以下のとおり教育委員会定例会を中止する。

- 1 中止する定例会  
令和3年第8回教育委員会定例会（令和3年4月30日（金））
- 2 周知方法  
練馬区ホームページにより周知